

## 2023年度日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定（推薦）申請のご案内

### 1. 日本労働ペンクラブ（以下「労ペン」と称す）と労働遺産の認定について

労ペンは、1981年（昭和56年）に発足、以来、主に研究会、視察見学、国際交流、「労ペン賞」授与等の活動をしてきましたが、2021年の総会で創立40周年記念事業の一環として新たに労働遺産認定事業が創設されました。

そして2年間が経過しましたが、この間、認定された労働遺産は、別紙のとおり4件15点に及んでおり、これらを所有・所蔵する組織・団体に対し認定証とトロフィーの交付を行うなど、実践活動を展開してきました。

### 2. 労働遺産の趣旨と要件について

労働遺産認定の趣旨は、雇用・労働の歴史を振り返り、労使関係や労働現場の視点に立って、わが国の労働遺産にふさわしい業績や活動を発掘、認定、顕彰し、継承をはかることにあります。

その要件については、労働遺産そのものの定義や解釈、認定事業の在り方など多くの意見・見解がありましたが、先ずは現行の労ペン「労働遺産認定要綱」に沿って実績を積み重ねることとし、この2年間活動を展開してきました。同時に、草創期でもある2年間の評価・検証を行い、諸課題についても一定の整理を行いました。

その上に立って、対象遺産の要件については、当面以下のとおり整理し実施することにしていきますので、ご理解をお願いします。

- (1) 雇用・労働に関する先人の業績であり、労働者の権利、労働条件の向上、雇用の改善、生産性の向上などに顕著な役割を果たし、今日に続いているもの。
- (2) 労働遺産としての組織や活動、当時の遺構や記念碑、歴史的文書などが残されており、それらの訪問、視察、研究などを行うことにより継承を図れるもの。  
なお、労働遺産の要件として、遺物がなくても歴史的事象や記憶などを含む広義の解釈もあるが、一方では、労働遺産認定の本旨である「遺産の継承・保全」をはかることや、「評価の共有化」など整理すべき課題も多くある。したがって、当面は、有形遺産を原則として実績を積み重ね、その上で無形遺産等についても議論を行う。また、労々対立案件も同様に当面は対象外とする。
- (3) 対象時代については、既方針（明治・大正期を中心）を基本とするが、昭和期と江戸末期についても、一定の条件（認定要綱に基づく要件を満たし、今日に活動が継続されていると判断される遺産等）の下にこれを認める。  
ただし、昭和期前期（30年代前半）以降は、現代史の範疇として対象外とする。
- (4) 前項に関わらず、既に申請され継続取扱い（一時中断含む）の案件は、移行措置として全て対象とする。

### 3. 労働遺産の登録申請と認定の手続きについて

申請手続きや認定・決定までの取り扱い等は、以下のとおりとします。

- (1) 労ペン会員が申請を行う場合は原則として次による。
  - ①申請を検討、若しくは準備している会員は、募集案内に基づき、別紙（様式1）の「労働遺産申請（推薦）申込書」を労ペン労働遺産事務局に提出する。なお、本旨は、申請意向を事前に把握し、準備・調整作業等をスムーズに行うためのものであり、申請書提出の必須事項ではない。
  - ②申請は、募集案内に基づき、別紙（様式2）の「労働遺産認定（推薦）申請書」を提出する。

なお、その際は、別紙の「申請に関する対象要件などの確認項目」に沿って内容を点検し、申請書内容の充実に努めることとする。

- ③制度の質的向上等をはかるため、会員一人が1年度に申請できる件数は原則1件とする。
- (2) 労ペンの「労働遺産認定委員会」は、申請内容を検討・審査し、必要により専門家等の意見を聴取した後、適切と確認すれば「労働遺産」としての推薦（答申）を行う。
- (3) 労ペン幹事会は、前項の推薦（答申）について審議し、遺産を所有・所蔵する当該組織・団体等の意向を確認した後、労働遺産登録を承認する。
- (4) 労ペン総会は、幹事会の提案を審議・決定し、認定証・トロフィーを交付、公表する。

以上

### 労働遺産認定（推薦）申請に関する対象要件などの確認項目

申請に当っては、「労働遺産認定要綱」に基づく、以下の項目について事前に検討・確認のうえ、その適否を含めて申請内容の充実に努めることとする。

要件および確認項目	確認	備考
①認定の趣旨に適合しているか。		
②以下の要件を満たしているか。		
a. 認定対象は具体的で明確か。		
b. 雇用・労働に関する先人の業績で、		
c. 労働者の権利、労働条件の向上、雇用の改善、生産性向上などに顕著な役割を果たし、		
d. 今日に続いているもの。		
e. 具体的には、労働遺産としての組織や行動、当時の遺構や記念碑、歴史的な文書類等で、訪問・視察・研究等により継承をはかれるもの。		当面は、有形遺産を原則とする。
f. 対象が資料館や図書館等の全体になっていないか。		全体そのものは基本的に対象外としている。
g. 対象が労々対決の案件となっていないか。		
③その他確認が必要な項目		
a. 登録内容（タイトル）は、労働遺産の具体的内容を的確に表しているか。		
b. 所有者、所蔵（管理）組織（団体）は明確か。		
c. 会員や労使関係者、一般人のアクセスは容易にできるか。		
d. 申請の趣旨（根拠等）は明確・適切に述べられているか。		
e. 労働遺産として労使、行政、市民等の評価が共有されているか。		
f. 参考資料は申請内容を適正に補完・肉付けされているか。		
④その他上記以外の特記事項		